

## 鳥取県告示第 506 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
236	鳥取中央農業協同組合 東伯支所	名称	東伯町農業協同組合	鳥取中央農業協同組合 東伯支所	平成 19 年 2 月 1 日
604	鳥取中央農業協同組合 三朝支所	〃	鳥取中央農業協同組合 三朝町支所	鳥取中央農業協同組合 三朝支所	平成 15 年 11 月 8 日
605	鳥取中央農業協同組合 関金支所	〃	鳥取中央農業協同組合 関金町支所	鳥取中央農業協同組合 関金支所	〃
606	鳥取中央農業協同組合 東郷支所	〃	鳥取中央農業協同組合 東郷町支所	鳥取中央農業協同組合 東郷支所	〃
607	鳥取中央農業協同組合 羽合支所	〃	鳥取中央農業協同組合 羽合町支所	鳥取中央農業協同組合 羽合支所	〃
608	鳥取中央農業協同組合 泊支所	〃	鳥取中央農業協同組合 泊村支所	鳥取中央農業協同組合 泊支所	〃
609	鳥取中央農業協同組合 北条支所	〃	鳥取中央農業協同組合 北条町支所	鳥取中央農業協同組合 北条支所	〃
610	鳥取中央農業協同組合 大栄支所	〃	鳥取中央農業協同組合 大栄町支所	鳥取中央農業協同組合 大栄支所	〃
611	鳥取中央農業協同組合 赤碕支所	〃	鳥取中央農業協同組合 赤碕町支所	鳥取中央農業協同組合 赤碕支所	〃